

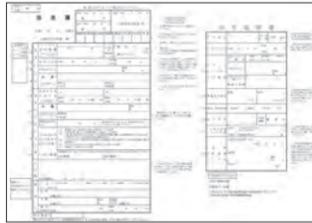
赤ちゃんが生まれたら…市役所(本庁)で行う手続き

出生届の提出

出生した日から14日以内に総合窓口課へ提出してください。

持 出生届(医師・助産師から受け取ったもの)・母子健康手帳

備 出生地または本籍地の市町村に提出することもできます。



児童手当の請求

出生した翌日から15日以内に、子育て支援政策課へ請求してください。

持 通帳のコピー・請求者とその配偶者および生まれた子どものマイナンバーがわかるもの・請求者の本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)

子ども医療費助成の申請

子どもの健康保険証が届いたら、子育て支援政策課へ申請してください。

持 子どもの健康保険証

育児が始まってもしっかりサポート

産後ケア

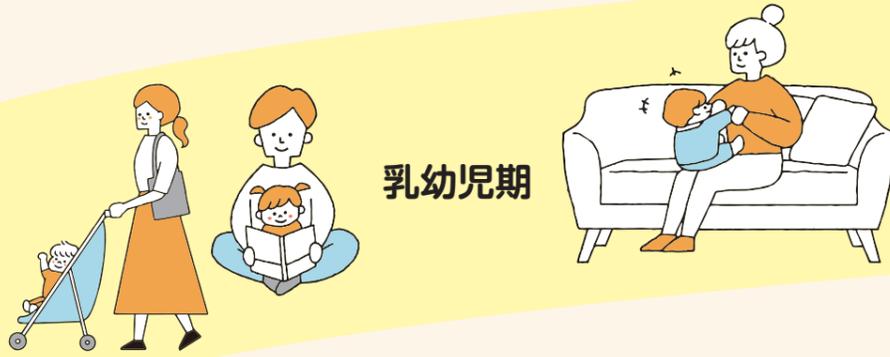
出産後の育児不安や体調不良など産後の支援が必要な人に、産後ケア事業(訪問型・宿泊型)を行っています。

こんにちは赤ちゃん訪問

全ての赤ちゃんとお母さんを対象に、助産師や保健師、看護師などがご家庭を訪問し、育児などのアドバイスや情報提供を行います。

乳幼児健康診査

4カ月・1歳6カ月・2歳6カ月 歯科・3歳6カ月の健診があります。対象者には案内を送付します。



就学期



成年(18歳)



一時的に子どもを預かってほしい…

もりぐちファミリー・サポート

一時的にお子さんを預かってほしい人と、預かることのできる人の相互援助活動です。

認定子ども園などの送迎や、上の子の行事、冠婚葬祭などのときに利用できます(利用には必ず登録が必要)。

依頼会員



月に2~3回、通院やリフレッシュのために、数時間子どもを預かっていただいています。

初めは大丈夫かな?とドキドキしていましたが、今では子ども自身も協力会員さんに会うのを楽しみにしているほどです。協力会員さんから、子どもの様子を詳しく教えてもらえて、育児の気付きをもらえるのもありがたいです。

いざというときに備えての登録だけのつもりでしたが、定期的に預かっていただき、とても心強い存在です。

協力会員



保育に携わってみたいという思いがあり、協力会員に申し込み、主に一時預かりの活動をしています。

やはり、小さい子どもと関わることができるのは楽しいですね。最初は人見知りや泣いていた子でも、長期間継続していると少しずつ心を開いてくれて、打ち解けてくれるのが本当にうれしいです。活動内容はさまざまありますが、自分の負担にならない範囲で楽しみながら活動できるといいと思います。

10月1日 こども家庭センター「あえる」開設 市役所3階から市民保健センターへ移転

子育て世代包括支援センター「あえる」は、こども家庭センター「あえる」となり、市民保健センター3階北側のフロアに、10月1日(火)に開設します。

これまで市役所3階で妊娠の届出をしていましたが、令和6年10月から市民保健センターで届出と母子健康手帳の交付、妊婦健診受診券をお渡しすることになります。

妊娠前から子どもが18歳になるまで、子育てや子どもに関するさまざまな問題について「どうしよう…」と思ったら、ご相談ください。



子どもがほしい!を応援

不妊検査・治療費の助成

不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減することで、子供を生き育てやすい環境づくりを図っています。

出産期



妊娠期



妊娠前

妊娠がわかったら…あえる(市民保健センター)へ

母子健康手帳の交付など

全ての妊婦さんと面接します(予約制)。あわせて、妊婦健康診査受診券や妊婦タグシーチケットをお渡しします。



両親教室

赤ちゃんのおふる実習やパパの妊婦体験など、子育てに関する知識を学びます。要予約。詳しくは33ページをご覧ください。



ほっこりマタニティサロン

妊娠中に知って得する助産師のお話を聞けたり、今からできる産後のマイナートラブル予防について学べたり、妊婦さん同士の交流もできます。要予約。詳しくは33ページをご覧ください。



こども家庭センター「あえる」へのアクセス

場 大宮通1-13-7

市民保健センター3階北側エリア

注 市民保健センターの駐車場は有料の地下駐車場のみです。

数に限りがありますので、徒歩・自転車・公共交通機関・コミュニティバス「愛のみのり号」を利用してください。

今までと電話番号は変わりません

TEL 06-6995-7833(代表)

06-6995-7877(もりぐちファミリー・サポート)

06-6996-3006(給付金担当)・06-6992-1655(家庭児童相談)

